西京雜記

明治卅五年五月

特別
14
1919
121

F 38- 8922

176400

○京都帝国博物館

京都帝国博物館は大佛の附近に在る先年京都へ行きし頃は建築完中なりしが今は立派に出来あがりて日々開館して居る、佛は北畠治房の銀外を得たるが行つて見たが、館の大きさは東京の比すれば半ばかりも足らぬ、見えたん、陳列品も歴史部美術部美術工藝部の三部へしの所のみ、本館正殿の品物も見たが、木挑は其府内の神社佛閣とも富托しに物質が七八分通りを占めて居る横ひあり、これはまことはよい

越向ひあり、京都に於ける博物館は新く無ければなら
ぬ、各寺社うとんく寶物を捷して客の来るを待
つよりも、一所に集めて見たるは観客の便利[illegible]言ふ迄も
もなく、館員の語るに曰けば観覧料[illegible]（入場者）
の収入を折半して之れを寄附托者に配り[illegible]
又観客[illegible]に特に或る物品を手にして[illegible]
ちんと称すれば二十[illegible]を出して見ることが出来る、新
る収入を六寄托者に悔まるとして、新く語るを以て
能社佛閣の出来の保存をさるを取れ、厳しく
観客の[illegible]徒に寺社の収入を随ひて多くなる

収入を又ければ始めて垂髫の除寶も出ひ来らん歟、至れ
くは各神社佛刹が惜しむことなく其の重寶を
こゝに陳列ちんことを即ち[illegible]の也、館員は印刷を附
する鈔の目録を與へぬ、[illegible]の凡例を見るに歴史印
を七区に美術部を四区に美術工藝部を七区に
[illegible]又[illegible]区を二部に[illegible]事、列品は鈔品図寶
山陵社寺寄托者官衙及個人品[illegible]、寄托出来る
三個年を一期とする事、書畫は毎月三回掛替
をなす事などの観覧を拘けてあるも、垂髫出来を
寄せ[illegible]説明まで附してある[illegible]目録の

体を得て居る

松原僅々二的間ひくらるゝ列品を目走りて観れのひ
ちらくらう列座鑑賞の暇なくあろう筈をなしが
記臆の比めるとて手帳に書きつけたのを大略左のぬく
ひある

松永昌之出品

硯　銘　松風

松永久秀遺物のよし又同人筆
朗徐集一基あるに其屋を
永禄七年初冬十旬とあるに

一智恩院出品

硯　銘　松の蔭

傳好茶良帝の遺物如房の文、硯記
一軸を添

一古瓦数十点

桃山城古瓦、招提寺瓦、大内宝瓦
記紋瓦　傳明太祖陵下司　左寺瓦
八省院　唐字紋瓦　羅城門瓦　同　金具
太極殿安瓦　一尺八寸四分　鴟尾瓦

一 土器

朝鮮土器　土耳古式土器　波動圖土器

何れも関係と思出果なれど

塡(ハニワ)物　すべて無式土器　菓子器才あるも

一 石鏃

此類多く出果しあるしが珍らしく覚えしは

東京出出果の未成鏃なれど如圖

いくつもつくるも未だ一個くに切らさるこの

豊道の仕方を見るを得ざし

一 茶杓　大谷光芳出果　銘代々の花

右に漏れる記文一幅を以て書き其文に曰く

豊公作

銘　秀次

茶　近衛准后内府公

なつかしき香にこそ見ゆる面

秋ふかみこうのむかしの花の下風

茶人の垂涎持つさる名器なるべん

一 星岡遺品　宇田書寄出果

琴　銘　老龍

蔵山意

一 釋奠器

二通あるは一は青銅製にて 灰盤 洗盤 象尊 犧尊 勺等あるも

一は江戸聖堂にあるしこれのゆゑに梨子描

金日本製にあるも 俎豆 雷尊 帛匡 等あるも

一 宗教儀式用具等

此等出品中殊に珍しく思へしは喇嘛

教儀式法冠にて其形は冠の形 希臘古代

の武將の戴ける兜のやきこのこと又西藏

經は西藏文字にて書けることのなり左右上

部に佛像あるは大略左圖のなし

紺紙にて度々張りたるこの佛

像は彩色あるも、文字は六寸四

方の大字にて個損のこの數る意

をうせ故あるも、貝タラ經のなり

トジル穴などアルカ

此外哥蘭一基あるもこれも余の初めて寓目也

しこのなり

一 陶器 樂光左東の出品

獅子 腹部に天正二年 喜伝 台余長次

郎造之と刻銘あるも

傳聚樂に用之

色絵布袋和尚幸物

仁阿彌書籍ありて

右二尺ニ特ニ優れたる心ニ見えけるに

一 梨子地輪寶鞨磨紋金平蒔絵

厨子　高山寺出来

一 黒地蓮花図金研出前絵

経筆　勅修寺出来

紺紙金泥三部経十三巻ヲ入ル

右二尺ニ美術上解る参考ニ資すべきこと

と思ひんとす

一 御物三点

千鳥香炉

前月東京帝室博物館特別展覧会ニ

千石家より献せし千鳥香炉を陳列

しあるも一覧を経しうらんも同手にて其像

も同じことなり

千鳥之香炉傳一基（外題ニ云池嶋立佐家

書権兵衛手）

或的細川三斎庵氏ハ本客ニて利休方江

葉の湯ニ御紙絵ニて鎖の間に御出来の起

中名故右之通期と推量ニ申候御仰
候と承及候
千鳥の香炉と申さる説ニ御座候一説ハ後
小松院の御的京四條ニ所人無数千鳥の
鳥を志ハ河原ニ出千鳥の鳥を仰候
を 霰竹まし〳〵て其志やさしく甚
きゆゑなれバ此香炉の面手をあたゝめ
る事を竹ゆゑなれバ下しおかれなる其ニ
候

一金用銅摩郭夫人立像 金銅 仰の生像 四駄

高サ各々五寸乃至七寸位ニ而ニの製以推量ニ滑稽
なり

一白銅鏡 裏面海磯形

以上三品御拵なり

一織拵

西陣の織拵もいろ〳〵出陣しあり中ニ就て眼を
惹きしは 徳川祭鶴鋒 所用の「見返り」
ゴブラン織なりし

一佛像

なるべく深山出陣しあるとなり中ニ丈以上の

[illegible]、此等の出陣しある[illegible]
を通るとすれば死ぬ寺に在るこどもと思
あるは故に大きく佛像の内波藏仙人風那像
（蓮華王院出示）是等の落葉文自作自
像浮海生像（是等の作者は六波羅寺出示）
与と傑作の拙思へんなるも

一書畫

此部にて曼陀羅出示の後醍醐天皇御消
息「善賢雅象云々」の一幅あり花山院本記
草の源氏物語あると（同上）山衛公家村出示

の後多羽帝の御消息あると（草紙）拙ある自筆美
の[illegible]載歌を[illegible]持ちする能くす左に載する
を即ちこんなるも

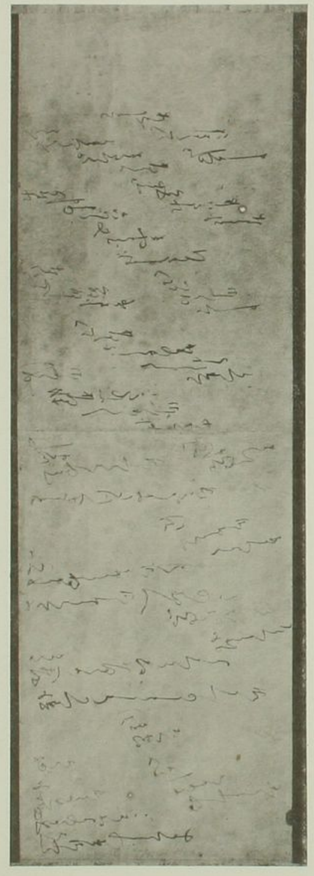

此の御消息原雅を張り三尺五寸反故の
重ね書きなるものなるも

高井寺出来寺傳僧貫休の筆とて十六羅
漢ハ幅物彌林寺出来寺傳狩野元信筆
といふ巖頭図十二幅（これはもと聖を作るも
あらしを幅に直せしこの頃思ひ）等の
重なるものである

一藤原忠節の亡父源氏日下持の書画
骨董一萬五千四百に價するこのを帝室使
相被の献せしとき東都人ともに皆る殊
勝の事で金の旅筆中に無也を載せ無
きしがゆゑ目のあたりに陳列しある数

点の書画陶銅器を見たるも書画は
例の吳春大江山新光迫治図屏風一双
陳列しありしが其の面白き出来なるも
銅器ハ巻六掛道鑑於紋火鉢口作
銅鏡、陶器は錦襴手洗盞瓶、染付
香爐古染付菓子器、捻し染付鐘五ツ
染付角瓶向付十、染付茶托、壺式風
爐（其頃の茶屋にあるも）山乃染付寺（妻
芝年製の文字あるも）等なり

一書籍

山寺醍醐寺に関係の者もあらさるなり

○葵　祭

京都にて五月にて祭のまゝきたるにて我れも中に就きたる若れなりしか花の葵祭を維新の後一時中絶せしが再び具されたるは昔のごとく年々五月十五日を以つて營まるゝ今日の京都行ひ侍る五月中旬[illegible]に当る大隈伯夫

婦もこれを見んとて特に此の祭りまで滞在せられ今まで同行を勧められたれば喜こむで同伴[illegible]

[illegible]

抑々か花の家にの等きは古東武田の行幸のあらせられたるにて上下か花の事れは未林深く祇々しく行ひのおこしまたらはなれども人をして我れ思敬の念を生せしむ、祭具の御或はすべて古例に[illegible]

[illegible]

灰まに風かられ今は勅使の御皆代を以てせられんで

も内蔵使、山城使、掃非違使、舞人等皆舊公卿
之人を勤めらん、何れも高々なる五の御所内結大夫の
間と云ふ參集あるも（前相なる雨損損なりしの
は雨儀を以て行はせらるゝの御河内を以て書き）
何れも裝束の上宣秋つ（一名公卿つと云ふ）を出で
しきなる如の四十ありて一行列の点掃
をなし南つ前をさぎ清和院御つを東へ接井町
を東へ出町なる葵橋を通りて先づ下か蔵へ着
祭典終りて再び葵橋を通りて下か蔵堤を經
御薗橋なる上か蔵へ着せらるゝが道順の大

要なるも
此の御祭を為ん事なる事は便宜よきは下か蔵の
社なる也まゝ未摸屋と云ふ如れば御所と云ふ此
[illegible]を為観の場所と定めたるも
新くまて御つ不とは十的のしくさる須藤馬の
警印先が二行に進み之れなる看督長次下なる
右風の掃装なるとこれに次ぎ西観着としん定えす
坐を正さしめたるも其行列の次第は次の如
左

警部（騎馬）　警部（騎馬）　警部（騎馬）　看督長代二人　二人　検非違使志

代 騎馬 童 調度掛 鉾 火長代 火長代 如木二人 如木二人 白丁 白丁

検非違使尉代 騎馬 童 調度掛 鉾 火長代 火長代 如木 如木 白丁 白丁

白丁 馬副 馬副 山城使代 騎馬 馬副 馬副 手振 手振 同 同 童 雑色二人 雑色二人

取物舎人四人並列 白丁二人 白丁二人 退紅 退紅 御幣櫃 白丁 白丁 同 同 同 同 内蔵寮

史代 雑色 雑色 白丁 白丁 白丁 内蔵寮史生代 騎馬 雑色 雑色

白丁 白丁 馬部 馬部 走馬 馬部 馬部 走馬 馬寮使代 騎馬 童 調度掛

雑色 雑色 御車役人 御車役人 牛童 牛童 車 牛 口付二人 大工職 大工職 雨皮 白丁三人

掛竿 掛竿 検持 白丁二人 榻持 白丁二人 口付二人 替牛 御車役人 御車役人 手明 手明 和琴

舞人 騎馬六人 雑色 雑色 朧代 朧代 勅使 騎馬 舎人居飼 馬副三人 馬副三人

随身二人 随身二人 手振四人 手振四人 朧代 朧代 舎人 牽馬 小舎人 取物舎人四人並列

陪従 騎馬六人 内蔵使代 騎馬 随身 随身 手振二人 手振六人 童 雑色三人

雑色三人 楽部 騎馬

右行列中の人々の扮装ハ何れも古式なるをお役の数もア
の時装馬具なとの有様なるを餘ゝ降ちてめならず
見えたるんひ是非もなし又行列ニ用ゐる馬の何れも
痩せて躰躯の纔かなるを飼料の足らざる為か、これハ
誇る人の馬とよく似たり又時装ヲよくよく遺しけ（是行公卿の従）
痩るんはなるけれ又何人の見ても失体と見えんなれんと
思ひなるゝ勅使の載ける冠の金具の壊れて傾きあ
りしことなる係る祥親を終りて後禊を正して

使を召す此時を以て帳舎に入る又矢を取り即ち入舎
す、陪従は小調子を奏し勅使参進し手水の儀をも
勅使祓所に着きて社頭に参進し舞人陪従等従ひ
接つを入る陪従は回廊に於て一二歌を唱ひ勅使前
を過ぐる時、捨非違使代以下前祓し勅使接つ内軒
下にて常劍を解く山城使内蔵使代以下接つ。
を入る回廊の東に候し内蔵使代御幣物を執
りて東上に置き内蔵使代錦の袋より御祭文
を取出して附し勅使前殿に上りて二拝御祭文
を読みつりて又二拝す此時諸人皆床を起つ

宮司舞殿に昇る神宣を傳へ勅使之れを在りて宮
司退去し舞殿下の東北にて御祝詞を申す手を拍
す勅使之れに応す祢宜神禄（葵桂）を取りて舞殿
に昇る勅使に授け勅使内蔵使代に御祭文を授
けつて舞殿の東北に座す夫より陪従昇殿舞
殿の東に列す（両天の為）是れより陪従一二歌を唱ひ
馬寮使御料の御馬二匹を曳廻しつりて陪従
渡河歌を唱ふれば舞人昇殿渡河舞を在り仕す
りて下殿すべきを両天の為め下殿せず瓦を褪
き再ひ求子を在し下殿せしは零時三十分なり

味を氣しまいこのまま迷惑此上もなしい、金のごとき
餘りおどりしぬけたるといふの、係し京都第一流
の藝人が折扱つて[illegible]あるゝとふ
稀有の事であるゝ、成らう氣を爲めて見る
此が井上流の本家本元なる片山まさの六十の餘
志願を以て新る情ある憶まる色もなく方を手
まして縁物に立廻る姿の爲めまして優しく
且つ自然なる心ある觀者をして三歎せしめ
絶對其人もいたく氣をもんだんなるとゝえ片山まさ
特に一番を[illegible]あるの番組にて

左のぬくまて何れも藝に死の名手とゆこえたるも

大隈伯爵同令夫人歡迎宴會
餘興番組

千代の友

浦嶋

舞	佐々木	とみ	
地方	奥村	とめ	
	平田	小隠	
	武田	[illegible]	
舞	松本	さだ	
地方	今村	春吉	
	小島	來吉	
	武田	はる	
	馬淵	小稻	
小鼓	山川	[illegible]	
大鼓	溝口	來香	

高砂

素雞し

弓流し

櫻づくし

笛 平田 小路し
小鼓 山川 古代
藤田 千葉
大鼓 三浦 糸子
太鼓 溝口 來香
池田 さと
歌 小島 來吉
原田 圓吉
三味線 今村 春吉
武田 丸稲
馬淵 小稲

舞 井上 春子
地方 平田 小路し
小鼓 鶴谷 小勇
大鼓 三宅 美代鶴

舞 北村 吉路
佐々木 千賀勇
中島 津勇
田中 君勇
山本 一龍
吉川 市子

地方 原田 圓吉
藪田 三吉
磯田 勾の

○詩僊堂

左都清在中二三校友を付して石川丈山の遺跡を詩仙堂を訪ハんとて旅宿を出づ詩仙堂は旅宿越尾河姉小路格屋を距る凡三一里ゆきゆき修學院村字一乘寺に在り仙洞御所を左手に觀、梨本右折して梨

本宮に沿ひて行くこと数丁にして清流あるに一橋を架す
こんぞ鴨、高野二川の合流するもなりして、南川に抱くの
れ、デルタ形を為す陸地にして則ち下か花なるも橋
を渡りて更らに行くこと十数丁にして幽雅なる一
村あるに、こん一乗寺村なる村の氏神の華表近く
行くに右手にさゝやかなる柴門あるに榜して「詩仙
堂」と云ふ、丈山自筆の「小有洞」の扁額を掲げれ
ば、こんなるに拳石を組みたる幅三尺程の小逕あるに
て通ず家にして小高きに在るに逕の西
側に生壇あるに左方竹林口を鎖して誓ひ知るに

逕の極まるに至るに、さゝやかなる門あるに「梅関」
の額を掲げ門の柱にて「竹逕従初地」「梅関倚上
方」の聯をつらねたるに、こんなるに入れば正面に一間
ばかりの玄関あるに扉観音開きなるに履脱き
の處瓦を敷詰め「蜂雲」の二字を刻ける扁額
を掲げたるに、玄関に続き右の方座に通ずるに
あるに、ここにも丈山自筆の凹凸窠の額を掲げ
柱にて聯をつらねたれども文字渺没して読む
一つなり、玄関の左手に掾あるに、柴門を結びたるこんな
里通ずれば四畳の小高あるに天井にすゝて

華表のものを以て葺き、簷差の下に絵板三十六枚
を駢列しあり、これぞ此廟中に在る探幽
其の画ける支那三十六詩仙にて、絵板の大キサ
縦一尺四寸幅一尺二分、何れも鉄網を以て防され
たれども何れも精を極めたる真筆也、廟中には大山の
書細楷の朱子家訓の小幅を掲げ、又は大山の
遺品若干を陳列[illegible]す、則ち大雅堂
書二枚折屏風、古版後漢書抜萃本、陽孫料
紙匣等あり其の室に接する此の小舎の正面一室
を隔て佛間あり、幅二間奥行一間半許あり

ありて四面を悉く造り佛壇を構へられたり、薄暗く
して佛体諦観しがたけれども正面の佛
壇には「北斗星君」の額を掲げたるは法雲七十
五翁なる拙き落款あり、左側の佛壇には隠元の
筆に成れる摩尼の額を掲げたり、佛壇と小窓
の中間より此處に入て此處六畳二間あり庫
[illegible]此處の入口に六角銘を刻せる扁
額を掲ぐ、此處上段の席には大山書一幅を
御筆公云々」の二字書四幅を掲げ二三の書
籍を陳列せられ、何れも珍らしきものあり、一に大山

自筆の筆書ある瀛奎律髓壹函氏族大全一函
一は大山臨宇の濃化閑法帖と同じく臨書各種
千字文なり、床脇に袋棚あり大山の画像を
掲げ其の右側に林羅山の像をもうくげたるも、上面
の間は三階に通ずる階子あり登れば二畳の處ひかれ
の小室あり近年改築せしと覚しく構造新なり
て明月樓の額を掲ぐ西洛中に祀眺すれば洛
の全景眸中に在り、室内二三の物品を陳列す
曰く木山昆崙曰く天造机曰く獅子榻曰く竹製
如意等なり大山常用の什也、觀覽終り物

遊ぶ我うんとす偶に譲面あるも到る、望遠に甚
て雨の霽るを待つ、庭を遊の路構成る風致あり
殊に坂路を下り数段の畑地を役けたる奥床
し、休憩中坐す人の名の石川恭良と云ふ心
つきに石川姓を名乗るは大山の遠裔にもやと問
ひ試験に付せるに十ばかりの尼、左にあらずと
答へたるも、若干の金を堂保存費の内に寄
附し紀念すれば大山の望像の掲本を申す事は
堂を出ひぬ、帰途無箱寺を過ぎ立寄りぬ、
こゝにも茅茸廣あり茅茸常に節を駆の

ことがあれバ、古的一文二文の古銭を投じて参とす
まつれるぞ今は往の如き古書画を納して一週宮
五日目の茶代を賞ふ意ふるぞと思へば空想の
変遷に堪えず有るまじこころぞ、按ずるに是と呼ぶ
中にあるは俎に生肉を載せ、客あれば庖丁を執
手料理客の来るに応じ俎に生肉を載せ客
あれば庖丁を執りしが、これも二軒茶屋時代の名
残りしを偲ぶに留まりしが、これも昔の昔
し語りとなりてありしなれども、然るに此
の古蹟を見ざりしを遺憾とす

○千年祭

京都に入りしより千年祭を見んとて旅宿を出づ
二三町にして芝生の間に道を維持して花杉茂
りて眺めよき所に出でしも、こゝも昔しの公卿
屋敷今の公園にて、正面に巍然として聳ゆる
紫宸殿にて右方に見ゆる門を維新の際長会
二藩の中衛が兵を交へたるところも見えたりとぞ
は蛤御門にて、これより中立売門とやらを潜りて車を
駆れば街頭に花き男女の三々伍々隊をなし
てゆくが開場に至らずして備付するものあるも、諸祝

○妙心寺

俗京都の名志者に招かれ山屋山に赴くの日余も庵
従して一行中に在り、道花屋を射を経ぬ心寺門
前をすぐ、俗は一行を率ひて之れに立家を余等
に説きて曰く余は維新信徳の際身を家にまゝ
家なく此寺の寓すること四閲月僅かに雑を免
るゝを得たるも今寺前をすぎ進境の情に従ひず
伝ひて武家にすりしとなり蓋し高時は臨海五山の
一にて本と花屋を左右に栗のつちかうしを投延芳
上皇之を得て離宮とし上皇晏如の後之れを

因成国の慧宝に賜ひて禅寺となる、舊と大徳寺
の属せしが後花屋を帝し勅して大徳寺に准す
るの勅を賜ひたるも獨立の一寺となるを妙心
寺流の総本山なるを、大方丈表を家襖守代等
裏二家益代等を見、法堂の天井に探
等の雲龍の図あるを壮観驚くべし、此寺末
寺を見ること最も多く[illegible]優を極む、故に境内の
諸[illegible]観摸[illegible]大[illegible]に修繕よく行き届
き境内或十萬坪の雲地一點の巻埃をとし
めず人をして仙境に遊ぶの思ひを為さしむる

之ハ□□の寺境内ニ在り松
ある雪江和尚と云ふ寺ハ□□の□□□に在りし、雪江和尚
之れを勧進と□□□を能する四十余
年也、

○仁和寺

嵐山の途上御室をよぎれバ仁和寺に立寄る、此寺仁
和寺宮と云つて古来なかなかに名高き所なりしに、
今住まはせられしのであるが、惜しむ回禄の災に罹
り御殿ハ焼し今ハ僅に五重塔

をのこすのみ、抑も当寺ハ延喜元年寛平法
皇の創建し玉ひし、寛平法皇ハ宇多天皇の御出
家ありし後の御名、千年前菅公太宰の
折帝ハ法皇に其の罪をゆるさしめんと宮闕まで〔かゝる〕を相け
らんしも□□法皇ハ即ち此の法皇なり
□□□□□□ありしかバ法皇ハ空
理、益信僧正大師に従て法を嗣き、広沢流の高祖
なる也仁和の法親王ハ世々東寺長者の上に居られ
ハ宗権を執りし諸宗の僧綱を統べ一同の
頭首たる地位を領、ある大法務といふ寺職ある

○廣隆池　釋迦堂

仁和寺を辭して西に行くこと數丁光孝天皇の御陵を左手に拜しかしく行けば坂路あるを之れを誠かれば池あるを、菅蕉の名月の句と共に西名なる廣隆池を即ち是れとなる、通照寺山の紅[illegible]倒さまに池面に映し二三の茅舍池に臨ちて立つさま、絵に及ひうつさき風流あるを、池側しに西の方遠くに望めば松杉の間にあらく[illegible]茂をとる立あるをこれぞ大覺寺の跡即ち嵯峨御所の舊址なる、其の發掘の神を祭れるを[illegible]ふ發掘の素、小野小町の死體を棄てたりと傳ふるなるを皆ふ此の宮家にて宿接に臨ちて[illegible]ち[illegible]車に單く嵯峨の釋迦堂に着きぬ、絵にこゝにも立家にん、[illegible]て[illegible]けとなる[illegible]、通らんとなる、此寺高五基山清源寺と云ふ本堂に近年の道場と覺しく来た新し、寺僧に特に余等の為に開帳を行ひ、庭の奥の[illegible]は雪舟の都に、庭の[illegible]の[illegible]又佳也、小憩の上辭し[illegible]て車を[illegible]れば間もなく嵐山の石とかゝる出て三軒[illegible]着きぬ

○嵐山

いのである、家屋の初まる事二三の同行者と付れ立ち
先づ小督の女墳墓を伺ひ、渡月橋を渡つて霞
室藤堂へ参詣した、此堂は法輪寺と云ひ毎年
四月十三日陽[illegible]京の家々貸しきも高める
七夫の子女は出来る丈の此墓をさせる藤みたこ
ゝは参詣させる、これを十三参と云ひ今ひも
其の[illegible]やるけれども、何を祈るのかと
問ふて見れば智慧を貰ひたいと云ふ、余は[illegible]
[illegible]だ、十二時半頃から家屋の如まつたが京
都市の重なる人々十五六人集まつた、外に三井八郎

次郎も来る筈にしたが、御祀是は京都風の川魚
料理鰻から鰻から路を知れやら鮎やら四五種
陳列したが口にうまつたとは豆腐の田楽計
禄[illegible]の藤[illegible]も来たが一人も喰目の價値ある
[illegible]のはなかつた、高上菊池芳文谷口香嬌子
人と云ふ画家は各々得意の事を拙つた
場所から道具の飾具であつた、家屋中おの
しかつたのは例の八瀬大原的指紙を為せる
二三の田舎婦人が頭上に菓子を入れる桶を載
きてゐる庵使ふ係の仕事は近く入る事を

くるのが一人、都合十五人、一団となって此の念佛的田舞奏
楽を奏りするのである、扨る鐘を叩くことは図のぬきこの
る在りと云ひ道す師のごときことのと
見える太鼓を敷つことは図のぬく
左右に五人並たびたるが（一二）と記せるに
在るは人は太鼓を中の指揮
変らしく其の姿勢の隠つて他は
運動する持ちて見えて
木形を[illegible]そこで太鼓
は膣の普通のとき細もきく膣をもてし且木形
の柄らせんとする、太鼓手は此の柄を取つて

鐘と笛に合えたる者のうちの[illegible]太鼓を振
切りし振る翳し或は身をこのめて沈むこの
或は身を起して深のむかの如く其の姿勢の
[illegible]千変萬化[illegible]流れ
[illegible]の所でなく流れ
よく工風しとくこのである、稽ふ志むとく太鼓を
連敷ちつゝけるとくらゝ五ツの鐘をなくて
て枠に吊し、之れを五人で敷ひ、図のぬく四ツの太
鼓を中央に集め鐘と笛の調子に応じ急
両廣風のぬく[illegible]一人の太鼓手は
美麗なく打鳴らすがごんは宝なる

巧みなるもので、或る外れなるいたゞきまたは狐子
を捕ることの場に出てまゐり縦横の藏をなし縦
の太鼓手は狐子を捕し[illegible]躍りまゐり笛と鐘とを
合して太鼓を打鳴らしそれなりて面を結ぶのひあ
るが、[illegible]古雅なるもので歎賞を禁ぶ[illegible]得[illegible]なら
つた

○尊　攘　堂

品川彌次子壽の共辛経営した尊攘堂は子
壽の目死後人に譲り返し今は紀の集合[illegible]
う出来て居る、但し子壽の打角経営したのひあ

るから尊攘堂は永く維持すべしと云ふ條件を
附して譲つたことのいらひ堂は依然存じて居る、扨
て又子壽の生前蒐集した尊攘の史料は
まつ〳〵多いことので、松陰の日誌を始めとし
珍奇の文書は花に湯ちて花つたが何れも今は
大学の図書館に托してあるいらだ、子壽の維新
の時天下の志士と往復せし手札を張り込める
襖もまた同じく大学に預けあると云ふ事だ、
因に云ふ、此の屋敷はもと頼政の住居ひたこと
と云ひ傳ひ庵室にして鵺の名を冠とれる遺物

今日高森さんの花を持てる筆ぶり

○伏見稲荷

伏見の稲荷へ遠く参詣せしが大隈侯
大臣は熊々詣らんれば、此の稲荷参詣は侯
にあつては大切なる務とこゝろしい、侯は何
事を差措きたるを詣らいさるを得ない、何故
となれば侯の先年負傷の節回復の祈禱

をしたのはこの稲荷で、侯壽夫人は真心参詣
をすゝめて侯は飛を云ふのを許るさないからだ、侯は
例の五ツ三重なり合うてある華表を見、書
の安司をさしまゐ[illegible]ぎ、スコシ華表を云
ふ陰つて樹木を植えてはドウだと侯はどこ迄
も侯らしい事がある、係し侯は稲荷の御輿の
状態をする成服さんとみえ、物来我々は語つ
て曰く稲荷の御輿はなかなかの工ライこの地土地
の中に更に全く此地を作るとなれば鄭重に納めて
あるべき数は五ツで船刻[illegible]飛凡ふこの地と

賞賛さんとて、後の物京せくくとき稲荷社なりも
神体やう神前の器具やうを後に献じたぞの後
天人は汽車や自家の坐を割いて恭しく
とんを安置し見新橋なりも馬車に乗るときも
令嬢毎人を人車に稱し之れを馬車に招し
供をして早稲田の邸へ悠らんなりも後天人の家
敬の一班以て知るべき歟

○京都雑俎

一京都で言明に速いものは仏車である、車體の構造
は東京の高等なる仏で居る、概して京都の地面は東京
の比して堅い故に思ひかんる雨天に仏に乗る迴ひても車
輪の泥に没する故の事はない

一京都の人氣は実に穏かなるに、葵祭のときに数
千の群衆の行列に遮きえんで橋の一方に何れも拡いた
の所へりして行列の終くると仏構へたる群衆は
後方に行列の跡に尾しもゾロ〳〵通りたり、東京で

あらば所る場合なれば大河の決したらんことく所を推
寄せきまゝ知らざるは流れ京都なり
一三本樹も見れば西場にひあるべきの風流の頽廃と共に年
を逐ふ事さびれる様だが情ちべきである
一金をとらせ西京に遊ぶと木屋何の伝法荘（生庄）
に泊るにかゝる事は酒に飽めるといふ木屋何を泊
る事あるのみにいゝそんで麩屋何の格屋に泊まるも友
人に誘りられて万木屋何の格子と云ふに接つ日に、そこ
で伝法荘の事を思ひ出し友人に問ぬると其の生
庄は此の陣地なり情ちべき近に不如意のゆゑ先に

閉店してのちは他人住めるもとゝ伝つて衝出しの
形棚に出て、夜の事に無るれど寄れば無のまゝなる
今は主人代りとなりしく見情れぬ家婦ら
しき人ことを見受けたるも、其の中にまつる三日見
ぬ事なり
○三枚前垂を腰に纏ひ頭を手拭もて包める婦人
が相無ての周旋をなし下拵をとり〳〵汁はつぐ
ばかりの評判殊に可きに「平八」と云ふる料理屋は
今尚ほ存じ時々の人をすゞめ之れを得ふと
いやこゝは花狭街道にあたるも、もとは花狭よ

王廿鯛を京く捲き込む正金中先ガ北の茶屋にて
北「ヱハ」茶屋先ガ道に要して我行を嫌ひ元を客
に饗出せしを以つて客を殘る其の新鮮を賞
せりと云ふ、其れも詩仙堂を詩ふ悔くまさ立家
うんと難りせしも拘れべきの刻まさりし法
終に立家にそうし、若し相に觀しみ得る的
にしあらば時刻をも論ぜざるべきに
○七集絡客に於て嘘さん飄亭と共に言ふれる
「アらドやや」も時ならず餘を振へさる頼るまでよき
この出さず料のみ含る（とて）そしる人鈍のみ

おもふ
[illegible]、北の亭（位置）大佛[illegible]に近き
のみ又博物館に近きのみ、人の多く足を向ける方
角にあらせんハ[illegible]近に裏微に向ふ是れなし
と云ふべし
○京都の菓子屋に出前をする、青樓あるもなし
酒後「菓子」をと言ふて菓子屋へ頼めば短
冊罫に菓屋具一式と菓子とを入れて持つて来る、
これは酒法ひもあるも又風流のこのひある
○京都にはこのかく意道を潔しと菓子のみ
いあるを人（よし）味噌松風と云ふ菓子を焼くれた

此は持ち帰くるを食い試みたが普通松風と云ふ菓子
の志めるを熱いの食べ[illegible]でおしく味噌の味を常ひて
そうさが実に高尚な風味であるね、
○路鳥石石も京の名物で茶人なんどがやうまうしく
云ふことであるさが近頃鴨河べつまるゆるく工場
が出来形を濁こすうる此の魚も小さくなつたと
云ふてそう、それは此の魚も京の[illegible]だんだん佃煮の様
で一寸甘いが、打ちとる読めて持ち帰くると断るまうぐ
いゝ物のよい様は飴などを入れるうらも[illegible]
だろうと思ひ入れる

○京のかゝ屋さゝ行くと御手洗団子を茶店で賣
つてそう、これは一本の串を五股十股に割いて
其股へ指頭大の団子を鈴なりにさしてある
ので味は格別変りつてそうなのが[illegible]串の
割き様目に聊の趣のこも[illegible]つてそう
○京都のそうを東本願寺志法主の好も談が志きの
[illegible]平に入る、志法主と新法主との間に完角不和
だと云ふことは必ずえてそうなが、それは何故かと云
ふと志法主の妻のそうを[illegible]目を[illegible]
新法主の[illegible]寄りは[illegible]断る[illegible]

の差のあるごときの原因の一斑であるを云ふ。

○いつぞや近衛公主付と京都の遊ぶ所に云ふ、お里と云ふ女の公主付の名染び廣く来たらう一番名人たことがある、お姫寺志法ゑ此ゆるあつて大分散財したけれども襟膳の主人の號るまけして一時襟膳のみを略し店頭にうえさん氣をまでたつた事もある、母志法ゑ時々事に托し馬車を此邊に寵つて此の商店をのぞき込むだ事もあるそうだが能く襟膳本ゑ腹と破鏡の後ゆるを日本姫寺の事の略し云ふ事なり也

○田舎の公郎姫ゑ[illegible]寺も生佛と崇めらるゝが京都の名ゑ柳社会ぞ大谷さんと呼ばれ動もすれば雛妓の歌舞を更け坊主頭を捲くと云ふ事だ、

○東海道筋の汽車も蓋し易き遊して急行列車ゑ夜宮は汽車も出来た又食堂車も出来た、[illegible]の行ゑ殊に感じたのは名古屋大垣新宮の如き大市ゑ牛乳の壜詰めを[illegible]一事であつた、朝夕此ものを飲ゑ[illegible]病ゑ殊に調法ゑ感じた

○京都はまだ水道がない係し私は清潔であるから
私風呂も小料亭高瀬などへ行って両国
るのは湯桶の形が浅いことで手拭を一遍つけ
て出すと湯が冷めて仕舞うこれだけは閉口であ
す、
○京都の「瓢亭」は一寸食物がいいこれは三つ組上げた桐
板のもので○食物を入れて●三鉢を組みたてや(お)
山の形などは模様がついて居るで椅子を置うないで涼
游びある
○京都の料理は大阪に比べれば愛するに下手なる思ふ

菓子の類世にニテしたものを滑山つけるけれども
口に叶う料理はあるのは「鉢新」の料理は京都でも
評判のよいが「うまき」とまふものを出したこ
れは鰻を巻きにして卵で巻いたものだ、
東京にもコン十料理は日本ことを扱してもよい
○嵐山通りは自慢の「ヒカイ」と云う腹の膨れた
川魚を作って、これは 塩上げたお吸物と云
ふので 鰻と云ふ字を新しく書いた位である自
慢に出すものの程ではない
○京都の千年祭の蔵数のメクラ待の茶菓の上に

初織ひて居る友禅縮緬の学者を隠る流出なるので賛
浮な姿を五枚六枚を離れ故て已の優雅を誇つて居
るが如き其の意面を立入つて見ると楽を托し且那は
能信して化るのである流れを京都で東京藤の
ぬく抵流して海を直ぐ黄金死ハすのでもとく
初めを直用う海めば他の四事を役立つ様にもして
あるので友禅縮緬のぬきも説へば直ぐ褪けて居る他
にとる様な必要を居るのしかや
○大隈侯祖国中部様と浮在中この藤者達四五
十人一団をなして能館く踊を辺ぢ此侯を人を具

を入る、[illegible]一定綾を縮緬の手拭を筋
ツヽをおくこんだ、こんな土体容易候が自然の字
を白縮緬に染め抜き且柳橋の姿に其くこんだ日故
と一對の談柄としてよくなり
○市部芸しも期さなかつた事でゐる偉大な働を
してゐるを琵琶湖臨海の結果として私の
雪氣の二葉上を効をなしてゐる事だ、若し
此の結局をもらんば疏水事業も成んと矣歟を
ゆつたのであらう
○二葉の英雄を近く名古屋大阪に見送つて京都をま

すく裏徴に拙く拙ひある漢物や織物はまだ京都で
製造種を拙つてゐる拙ひあるがこれも遠からず作る物
るであろう、京都は利屋和尚の裏徴に陥ること
を忘れ申すべし

○長谷二歳の兵が衝突したとこふのでみんなである蛇
御つはゆゑも鋭丸の痕を存して高明の事を思ひ
起さしむる、或る事る鈴御つと云ふのは天明年
間御不の情けに故寛政二年新たに開かれ門
であるから情けて口開く蛇を厚く斯くは名付
けたので新左在家御つと云ふの本名であ

るそうな、

○豊大閤榮華を極めし其の痕なる拙山は
今は畠となり化して桃や梅の樹がちらぬら
植えてあるのみで何のなくのめもなくなりの人の説
しにこゝの土地其地帳を見るのは一具だ、まるで
武鑑を讀む拙で東明の大名屋高明の大名の名
が列んでゐる、大名の名を（以て土地の小字）としてあ
るいらだから実るわけで武鑑をみる拙であろう、此
をもて宮本人は師に金色桐文の瓦を掘り出
す事ありとの

○桃山の事を書けば深草元政の古跡と若仲のゞ五百羅漢を遣てゝ石峰寺を聯想せざるを得ず、これはまだ行つて見ないが他日の渠にしてあらまゝこのせしを抑録す

伏見街道ちゝ直達橋を東へ深草山のうゝ所に至を爪先上りに蒼家の雲、桑畠の橋を角を二丁許縫ひ行けば松間に往りゐる紫雲如丹雲の寶塔寺の門前にたゞも苔松なる一基の石標あり「元政上人舊跡と鐫刻す大れらと小一丁ならん一叢の篁の圖まれし小やうなる庵宮あるは其頃石川丈山の所住也

ゝ似て焼しともうれしこれなん元政上人う雄偉を風月吟咏に托せし瑞光寺の庵宮なるべしあんなる、但初れば蘚苔青きゝ所の碑石に「大界外相」の四文小字を刻しあるは上人の墳墓は其庵宮の畔なる竹数の奥に細きゝ竹三竿を植えたる土饅此乃ちりたんなるも

元政庵の月見宮なるも少し北手なる秋は薄紅葉多くきゝ山後に石丈山石峰寺と云へつゝあるは俗に羅漢寺と云ふ北寺の参臨眺望に宮ひみなるは深草第一にて誅に荒沖石寺の北邊に丹書を錬しそ

石像ことくぐ叫ぶかと覚しく眼ハ千年古都の山
川を睥睨して冷やかなる石の胚籠に一種荘厳云ふ
可きる佛氏の聖霊を湯さんそのめく等厳の
こちらも怪奇、俳味あるようなるも卵聖の極みなる
氣配をもて俳人の持佛として此佛を見ては蓋是よりも
大如なるものなるべし

○京都に名物男、二人ある一は内貴安三郎で一は
藤原生一郎ひある内貴は現市長で局部なるも
愛、に物力をもてしてあるいうだ、全体此人の家
をかくれも錢清と云へば誰れでも知つてある反物商

ひあるが云ふ事しは牡年の頃は名物の甚しきの
流連しても此ものを省みないので早くよりも隠石の
身となるも其子、うゝ親の準ぶ巻子を云ふ事になるも
本座は親のやつてゐるいひである、云ふ事は牡年
ともいふ事ならずれば名物男の道仙を嘗て度めな
いゝ京都ひもこれ名ひ冷趣てなく名物の得意となる
つてそれ客をもてしと云ふ事だ、そんであるゝ
そも編名物界の大事で此人の一ツ口を吹けばどんぶ
縁紙でも治まると云ふ事だ、此人は且財産を
成るも分つて貰つとるが云ふ人は盗者し

以下全て

白　紙

明治三十五年

五月下浣

春城学人